

「青森・岩手二県アンテナショップ情報発信業務」 に係る企画提案協議実施要領

1 目的

この要領は、青森・岩手二県アンテナショップ情報発信業務委託に関する企画提案協議の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

青森・岩手二県アンテナショップ情報発信業務

(2) 仕様書

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

※ただし、委託業務内容により、双方合意の上、委託契約終了日を前倒しすることがある。

(4) 委託料

4,586千円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

※ただし、やむを得ず委託業務内容を遂行できない事情が発生した場合、双方合意の上、委託料を変更することがある。

3 参加資格及び方法

(1) 企画提案協議に参加できる者

次に掲げる条件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと

イ 国及び地方自治体の指名停止措置を受けていないこと

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っている者でないこと

エ 国税、本社所在地の都道府県税及び市町村税（両県に支店等を有する場合は、支店等所在地の県税及び市町村税を含む）を滞納していないこと

オ 宗教活動、若しくは、政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持、又は反対する目的の団体でないこと

カ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつこれらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと

(2) 参加方法

別紙1「青森・岩手二県アンテナショップ情報発信業務委託企画提案競技参加申込書(兼申立書)」を令和2年5月1日(金)午後5時(必着)までに提出すること。(持参、郵送、ファクシミリ)

4 企画提案書等の提出について

下記の書類を令和2年5月15日(金)午後5時(必着)までに提出すること。(持参、郵送)

(1) 企画提案書 4部

① 仕様

様式は任意、仕上がりをA4版(カラー刷り)とする。

② 記載事項

- ・広告宣伝の制作に係る、デザイン・構成のイメージ、編集等に当たっての考え方やデザインコンセプトがわかるもの。
- ・広告宣伝の掲載に係る実施時期・期間等がわかるもの。
- ・業務全般に係る行程がわかるもの。

(2) 経費見積書 4部

消費税を含めた金額で見積もること。

(3) 業務実績書(別紙2)

(4) 応募者の概要がわかる資料(会社案内等)

(5) 商業登記簿等

会社については商業登記簿の写し、個人事業主については個人事業の開廃業届控えの写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し、任意団体については団体規約の写し又はこれらの事項を証明するもの(写し可)

5 企画提案競技について

(1) 実施日

令和2年5月18日(月) (予定)

(2) 実施方法

審査方法は、提出された企画提案書のみの審査とし、プレゼンテーションの機会は設けない。提出された企画提案書について、下記の審査基準に基づき、別途定める審査委員において評価し、最高得点を獲得した事業者を契約候補者に選定する。

(3) 審査基準

- ・青森・岩手二県アンテナショップの魅力を訴求するデザイン・構成となっているか。
- ・効果的な媒体の利用となっているか。
- ・全体経費及び費用内訳は妥当なものとなっているか。

(4) 審査結果の通知

- ・企画提案競技参加者に速やかに審査結果を通知する。
- ・審査結果についての異議申立は受け付けない。

6 質問事項について

企画提案競技に関する質疑は、別紙3質問書により令和2年4月27日(月)午後5時までにファクシミリ又はメールで受け付け、令和2年4月30日(木)までに回答する。

7 スケジュール

4月27日(月)午後5時	質問受付期限
5月1日(金)午後5時	参加申込書提出期限
5月15日(金)午後5時	企画提案書提出期限
5月18日(月)	企画提案競技審査
5月下旬	審査結果の通知・契約締結

8 その他

- (1) 企画提案競技に係る一切の費用は、参加者が負担することとし、企画提案書は返却しない。
- (2) 提案書等は、審査選考以外の目的で提案者に無断で使用しないものとし、審査選考に必要な範囲において複製を作成する。
- (3) 提出期限までに参加申込書が届かなかった場合は、いかなる理由をもって、企画提案競技に参加できないものとする。
- (4) 企画提案書の差替え、再提出及び記載内容の変更は、原則として認めない。
- (5) 提案数は、1社1案とする。
- (6) 提案書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 応募資格のない者の提案及び提案書等に虚偽の記載をした場合は、その提案を無効とする。
- (8) 契約保証金は、青森県財務規則第159条(契約保証金)による。

9 問合せ先・参加申込書提出先

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-900号

大阪駅前第一ビル9階

青森・岩手二県大阪アンテナショップ協議会 担当 田島

電話 06-6341-2184

FAX 06-6341-7979

E-mail shoichi_tashima@pref.aomori.lg.jp